

入札書

(第1回)

千万	百万	十万	万	千	百	十	円
----	----	----	---	---	---	---	---

※金額の頭に金、¥、留印などを行うこと

件名「電話交換機等設備借入および設置業務」

施行場所又は納入場所 社会福祉法人大阪市生野区社会福祉協議会
生野区勝山北3-13-20

上記のとおり、仕様書、誓約書、社会福祉法人大阪市生野区社会福祉協議会
契約要綱、現場等を承知のうえ入札します。

入札日：平成 年 月 日

社会福祉法人大阪市生野区社会福祉協議会
会長 多田 龍弘 様

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

㊟
(届出印)

1. 入札に付すべき事項	入札書のとおり
2. 契約条項を示す場所	社会福祉法人 大阪市生野区社会福祉協議会
3. 提出場所	社会福祉法人 大阪市生野区社会福祉協議会内 (大阪市生野区勝山北 3-13-20)
4. 提出締切	平成30年12月25日(火) 午後5時まで
5. 入札に参加できない者等	次の各号に該当すると認められるものを入札に参加、又は契約の相手方とすることができない。 (1) 法令等の規定により、営業について免許、許可又は登録を要する場合において、当該免許、許可又は登録を受けていない者 (2) 制限行為能力者並びに破産の宣告を受け復権確定しない者 (3) 入札停止処分を受けて2年間を経過しない者 (4) 国及びその機関、並びに大阪府、大阪市の入札資格を有さない者 (ただし、従前より本会と取引のある者を除く) (5) その他入札参加に不相当と認められる者
6. 入札の無効	次の場合に該当する入札は無効とする (1)前項の規定(入札に参加できない者等)にかかる者のした入札 (2)指定の日までに提出又は到達しなかった入札 (3)入札者の記名押印がない入札 (4)入札金額又は入札者の氏名その他主要な部分が識別し難い入札 (5)訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札 (6)入札に関し不正な行為を行った者がした入札 (7)その他入札に関する条件に違反した入札
6. 契約書作成の要否	大阪市生野区社会福祉協議会契約要綱による。
7. 現場確認及び説明会	申請者は申請前に必ず担当と日程調整し、現場確認及び個別説明会を受けること。
8. 申込書記載方法等	総額を税込表記とする。入札金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
9. その他	○ 落札者又は契約の相手方に決定された時は、遅滞なく、契約締結の手続きをすること ○ 入札者は、提出済みの申込書の引き換え又は撤回をすることはできない。 ○ その他の規定は、大阪市生野区社会福祉協議会社会福祉協議会社会福祉協議会契約要綱による。

※この入札書は両面印刷とする。